

令和8年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 令和8年4月28日（火）開会 午後2時00分～閉会 午後3時10分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員（19人）

会 長	20番	久本純造			
会長職務代理者	19番	前田貞松			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田直志	3番 西口雪夫
	5番	林田芳信	6番	平野和敏	7番 増田真美子
	8番	補伽文夫	9番	森田正男	10番 中島康範
	11番	松本秀徳	12番	江崎義明	13番 野田 浩
	14番	泉野政則	15番	田淵勇二	16番 山開博俊
	17番	池田武弘	18番	増山時子	

4 欠席委員（1人） 4番 立森和富

5 議 案

- 第1号 令和7年度事業報告承認の件
- 第2号 令和8年度事業計画（案）承認の件
- 第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）承認の件
- 第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第7号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する
意見聴取の件
- 第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農業用施設届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 諸岡昌史 次長 嶋田弘樹 事務職員 久間利彦
事務職員 俣野海喜

9 議 事

(開会)

議長 これより、「令和8年度諫早市農業委員会第1回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、4番・立森和富委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思います。いかがでしょうか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に9番・森田正男委員、17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「令和7年度事業報告承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「令和7年度事業報告承認の件」についてご説明いたします。
ページは1ページから3ページをご覧ください。

令和7年度は、農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者には利用意向調査、荒廃農地の所有者には非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進しました。さらに担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを行い、農地等の利用の最適化を推進しました。また、農業者年金への加入推進活動を行い新規加入者の目標人数を達成することができました。

項目ごとの活動について、

1番の会議の開催は、毎月の総会においては、農地法等に基づく各種申請書の審議のほか、市から意見を求められた農業振興地域整備計画の見直しに伴う意見聴取の審議や農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する回答などを行いました。

2番の農地関係業務は、各種申請書審査等を行い、適正な事務処理に努めました。遊休農地利用意向調査を実施し、貸付け等の意向を確認し、農地中間管理事業等を利用する所有者等の情報を農地中間管理機構へ提供し借受け希望者へのあっせんを行っております。農地の流動化推進については、貸し手・借り手からのあっせん

依頼を受け認定農業者等の担い手への権利設定を推進しました。農地法第3条で、和解の仲介を実施しました。

3番の農政関係業務は、7年度の活動計画に基づき実施したところです。担い手支援、農業後継者等への相談・支援については、市や関係機関等と連携し、指導・助言を行いました。女性農業委員の活動支援については、「農業委員会女性研修会」、「ながさき女性農業者の集い」及び「全国農業委員会女性活動シンポジウム」等に参加しております。広報業務では、「農業委員会だより」を年2回発行しており、全国農業新聞の購読推進も併せて行いました。

4番の行政機関等への意見書の提出では、運営委員会を開催して内容を協議したうえで、10月に会長外5名の委員が参加し、市に対して「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」を提出いたしております。

5番の農地賃借料情報提供は、調査を実施し、市ホームページで公表しております。

最後に6番の委員研修については、先進地視察研修として10月に佐賀県佐賀市と大分県杵築市を訪問し研修を行いました。また、8月に農業会議が開催した「地区別農業委員会委員研修会」へ参加しております。

議案第1号について、概略を説明いたしました。詳細については、別添の事業報告書のとおりです。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。
(議案第2号)

議 長 次に、議案第2号「令和8年度事業計画（案）承認の件」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「令和8年度事業計画（案）承認の件」についてご説明いたします。

4ページの 事業方針（案）です。

わが国の農業を取り巻く環境は、世界各地で頻発している紛争による国際情勢の不安定化、気候変動、国内の人口減少や高齢化など農業経営に様々な影響を与えております。肥料や燃油など農業に必要不可欠な資材の価格は依然として高止まりが続いています。国は、食料の安定的な供給について、国内農業生産の増大を基本とし、食料安全保障を実現しようとしています。国産の農産物の生産継続させるためには、農家の持続的な発展と収益力を高め、農業者の所得を向上させることが喫緊の課題であり、そのためにも地域の貴重な資源である農地を守り、次世代へ継承していかなければなりません。諫早市農業委員会では、地域農業の活性化に向け、地域計画の実現に向けたブラッシュアップに取り組んでいきます。農地中間管理機構と一層連携し情報共有等を行いながら、地域農業の担い手である認定農業者や新規就農者へ農地集積・集約化を推進します。農業者の老後の生活安定を図るため、関係

団体と連携し積極的に農業者年金の加入推進を図ります。さらに行政機関に対しては、現場活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の意見を集約した「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出を例年どおり行ってまいります。

次に5ページから6ページにかけては、令和8年度事業計画（案）です。

1番の会議の開催については例年同様です。

2番の農地関係業務では、農地法等関係業務、農地利用最適化業務、地域計画策定に向け各関係機関との協議への参加など取り組んでいきます。

3番の農政関係業務については、担い手支援や認定農業者等への集積・集約化、農業後継者等への相談支援、農業者年金制度への加入推進活動、家族経営協定締結の推進、女性農業者の支援活動等について引き続き行っていきます。

4番の行政機関等への意見書の提出は例年どおり行います。

5番の農地賃借料情報提供業務についても例年同様、調査後に情報公開を行っていきます。

6番の委員研修の実施については、農業委員会独自の研修の実施や関係機関が開催する研修会等へ参加していきたいと考えております。以上で議案第2号の概略の説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。
（議案第3号）

議 長 次に、議案第3号「令和8年度 最適化活動の目標の設定等（案）承認の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「令和8年度 最適化活動の目標の設定等（案）承認の件」についてご説明いたします。

ページは7ページから9ページです。

この議案第3号の目標設定等につきましては、ガイドラインに基づき、作成するものとなっており、「農業委員会としての成果目標」と「農業委員・推進委員が実施する最適化活動の活動目標」を設定しております。

それでは7ページをご覧ください。令和8年4月1日現在の農業委員会の体制や農家・農地の概要を記載しております。詳細は記載のとおりでございます。

次に8ページから9ページにかけて、「最適化活動の成果目標」として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの項目ごとに、現状と課題や令和8年度の目標数値をガイドラインに基づき設定しております。令和8年度の担い手への集積目標につきましては、令和12年度までに、農地の82%を担い手へ集積するとしておりますので、その達成に向けて、近年の実績等を参考に33haの農地を新規に集積する目標としております。次に、遊休農地の解消の目標につきましては、既存の遊休農地6.1haと前年度に発生した緑区分の解消目標面積の合計、

35. 1haが解消の目標面積となっております。

次に、9ページの新規参入の促進に係る目標につきましては、新規参入者に対する農地の貸付等について、農地所有者の同意を得た面積を11.0haとするものでございます。この数値は、令和5年から令和7年度の権利移動面積（農地バンクへの貸付を除く）の3か年平均の1割を設定しております。

最後に、9ページ中段以降に「最適化活動の活動目標」を記載しております。最適化活動の目標日数は、月10日と設定しております。この数字につきましては、令和3年12月に開催された全国農業委員会 会長代表者集会における申し合わせ事項で決められた数字でございます。次の、活動強化月間の設定目標は、年3回設定することとしております。記載のとおり5月と11月は基盤強化法による貸借期間満了となる農地について、農地バンクを通じた貸借へ誘導をすることとしております。また、1月に利用意向調査の対象者に対して回答を促したいと考えております。次の、新規参入相談会への参加目標は、委員が1名以上参加することを、目標として設定することとされておりますので、長崎県新規就農相談センターで行われるオンライン相談会へ参加するという目標にしております。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長 議案第3号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、議案第3号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は承認することに決定いたします。
（議案第4号）

議 長 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

今日は1件の農用地利用計画変更に伴う意見徴取がございました。

1番、高来町法川の畑1筆296㎡の農地について、農用地区域からの除外する申し出です。本件は隣接地に所在する法人が従業員及び事業用車両の駐車場とするため、農用地区域から除外する申出となっております。除外後は農地法第5条の農地転用申請を予定されています。議案第4号につきましては、以上となります。

議 長 議案第4号の説明がありました。1番について何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外について「やむを得ない」とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域の除外について「やむを得ない」とすることに決定いたします。

（議案第5号）

議長 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、中央地区、天満町の農地1筆、190㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、4,114㎡です。耕運機や軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番、中央地区、栄田町の農地2筆、計1,394㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は14,144.59㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

3番、中央地区、栄田町の農地1筆、2,913㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は15,663.59㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番、中央地区、栄田町の農地1筆、1,417㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は14,167.59㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

5番、中央地区、栄田町の農地1筆、659㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は13,409.59㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

6番、中央地区、栄田町の農地1筆、1,136㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は13,886.59㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、中央地区、本明町の農地1筆、327㎡について、耕作を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は327㎡です。草刈機等の機械は所有しております。また、農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

8番、小野地区、長野町の農地1筆、922㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は922㎡です。耕運機等の機械は所有しております。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約30分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

9番、小野地区、赤崎町の農地1筆、198㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利設定後の経営面積は4,504㎡です。管理機や軽トラック等の機械は所有しております。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約3分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

10番、小野地区、赤崎町及び小野島町の農地2筆計3,632㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利設定後の経営面積は80,333㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しております。また、農業に約42年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

11番、小野地区、小野島町の農地7筆、計13,609㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は56,560.73㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

12番、本野地区、富川町の農地8筆、計5,584㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は5,584㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しております。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約7分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

13番、長田地区、長田町の農地1筆、106㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は8,841㎡です。トラクターや管理機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約65年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

14番、長田地区、猿崎町の農地1筆、745㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は6,832㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

15番、多良見地区、多良見町元釜の農地2筆、8,689㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は8,689㎡です。草刈機は所有しており、噴霧器や軽トラックは導入予定です。家族と一緒に農作業を

行います。また、農業に約４年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３０分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

１６番、飯盛地区、飯盛町後田の農地２筆、計１，０３４㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は１，０３４㎡です。耕運機や草刈機等の機械は所有しております。また、譲受人宅から申請地までは徒歩で約１分ほどでありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

１７番、飯盛地区、飯盛町開の農地１筆、２１３㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、２１３㎡です。耕運機等の機械は導入予定とされており、家族と一緒に農作業を行います。また、譲受人宅から申請地までは徒歩で約１分ほどでありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われます。

１８番、飯盛地区、飯盛町里の農地１筆、８３９㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、１７，８２３㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約９年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

１９番、飯盛地区、飯盛町里の農地１筆、１，３４７㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、１８，３３１㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約９年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

２０番、飯盛地区、飯盛町里の農地１筆、７３５㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、１７，７１９㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約９年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

２１番、飯盛地区、飯盛町里の農地１筆、７７６㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、１７，７６０㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約９年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

２２番、飯盛地区、飯盛町里の農地１筆、６７２㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、１７，６５６㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約９年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約３分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

２３番、飯盛地区、飯盛町里の農地１筆、９７７㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、１７，９６１㎡です。

トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約9年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

24番、飯盛地区、飯盛町里の農地1筆、1,340㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利取得後の経営面積は、18,324㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約9年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

25番、高来地区、高来町平田の農地1筆、448㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、448㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約4年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

26番、高来地区、高来町大戸の農地1筆、312㎡について、耕作を開始するため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、312㎡です。トラクター等の機械は所有されております。また、農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番から7番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、キャベツ、ホウレン草を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。この販売価格は300万となっていますが、この価格は隣接地が5条転用の申請で今回上がっていて、その分でおそらく地主さんも同じなので、その観点からこのように高額になっていると思います。

続きまして、2番から6番を一括して説明させていただきます。2番から6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でしたが、ただ4番の農地については、現地を確認したところ、水稻栽培では疑問という推進委員等の意見でしたので、この件について総会で審議をお願いします。

続きまして、7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、大根、白菜、キャベツを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。これは兄弟さんの贈与で何ら問題ないと思われます。

議長 1番から7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
4番について、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 4番につきましてなのですが、地区協議会の方で、田んぼとしては利用できないだろうということで委員さんからお話がありましたので、事務局の方で現地を確認して、購入される方ともちょっとお話をさせていただきました。現在も畑として使われておりまして、そのまま畑としてサツマイモを作付けされると伺っております。

議長 4番については、事務局から説明がありました。

委員 それでは、1番から7番の補足説明がありましたが、何かご質問ありませんか。

委員 今度、購入される方は、飼料関係の農地所有適格法人であるのでしょうか。水稻は飼料としてではなく作られるのですか。飼料として作られるのですか。あまりにも面積が広くて単価も高額なので、ちょっとその所がどうかと思ひまして。

議長 この単価につきましては、売り手買い手で決定することが基本でありますけれど、この農業法人は、いろんな事業を行っており、将来的に事業拡大を考えていることも伺っています。そういう中でこのような価格に設定されたのかと思います。

委員 水稻は作らずとでしょう。

議長 はい、作ると聞いています。

事務局 水稻は水稻として出荷されると聞いていますが、一部は飼料として利用することも考えていますということでした。

委員 この農地は現在、遊休農地なのですよ。ここ3年ぐらいこの田で耕作は全然されていません。但し、耕作する不備な点はないと思われまふ。4番だけ除いて見れば、水稻を栽培されると思ひます。あとは立派な田んぼですので、ご理解いただければと思ひます。

議長 他に何か質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、8番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、榊、シバを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に9番については11番の委員に関する事項でございますので、農業委員会等

に関する法律第31条の規定により、11番の委員の退席を求めます。

(11番委員退席)

- 議 長 それでは、9番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、贈与を受ける農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 9番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 11番委員の入場を求めます。
- (11番委員・入場→着席)
- 議 長 次に、10番と11番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、麦を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 続きまして、11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、麦を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 10番と11番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、10番と11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、10番と11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、12番について本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、１２番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、１３番と１４番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 １３番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、ホウレン草等を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

続きまして、１４番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 １３番と１４番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、１３番と１４番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、１３番と１４番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、１５番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 １５番の農地を地区推進委員と確認してきました。その際、購入される方と伊木力で農業をされている方と立会って確認しました。購入される方は８２歳で、５年ぐらい前にその土地を借りて家を作られています。娘さんはそこに住んで、購入される方は諫早市福田町に住んでいらっしゃいます。娘さんがそこに１人住んでいるので、奥さんは週に４日５日来ています。購入者も定年されているので来ています。息子さんも会社勤めですが土日は手伝っております。周りは全部山です。面積も８反と広いのですけれど、今も周りの方に迷惑をかけないように草を切ったりしています。地区委員としては了解しましたので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長 今、委員から詳しい説明がありました。１５番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、１５番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、１５番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、１６番から２４番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 16番から24番まで補足説明をいたします。16番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、トマト等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

続きまして、17番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、ネギ等を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

18番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

19番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

20番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

21番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

22番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

23番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

24番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、貸借する農地において年間を通し、カボチャ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 16番から24番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、16番から24番は、申請どおり許可することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、１６番から２４番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、２５番と２６番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 ２５番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、晩白柚、梅を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

２６番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、ナス等を栽培されると見込まれます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 ２５番と２６番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、２５番と２６番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、２５番と２６番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第６号)

議 長 次に、議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第６号「農地法第４条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

１番、平山町の農地３筆合計１，１３３㎡について共同住宅用地とする転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第２種農地に該当します。本件は、木造２階建ての共同住宅２棟を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高０．１７ｍ、切土を最高２．０９ｍ施し、擁壁等を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する集水桝から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しております。都市計画法第２９条開発許可申請中です。議案第６号につきましては、以上となります。

議 長 議案第６号の説明がありましたので、１番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 １番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、共同住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 議 長 1 番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第 7 号)
- 議 長 次に、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。
- 1 番、天満町の農地 1 筆 3 2 6 m²について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については盛土を最高 0.5 m 施し、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する集水桝から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第 4 3 条建築許可申請中です。
- 2 番、小野町の農地 1 筆 3 5 7 m²について住宅用地（一般住宅）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第 2 種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については盛土を最高 0.4 m 施し、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する集水桝から水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第 4 3 条建築許可申請中です。
- 3 番、川内町の農地 1 筆 9 0 1 m²のうち 7 4 4 m²について農業用施設用地とする転用申請です。追認の申請となります。契約内容は使用貸借権設定（永久）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、1 0 h a 以上の広がりがある農地に隣接しているので第 1 種農地に該当し原則不許可になりますが、農業用施設ですので不許可の例外に該当します。本件は、令和 3 年 1 0 月頃から農業用施設用地として利用しているもので、今回、所有地の確認を行ったところ転用申請を行っていないことが判明しましたが、今後も現状のまま利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、現状のまま利用するので今後も被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。
- 4 番、猿崎町の農地 1 筆 5 2 6 m²について店舗併用住宅用地とする転用申請です。

契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造平屋建ての店舗併用住宅を建築するものです。土地の造成については盛土を最高0.95m、切土を最高2.92m施し、擁壁を設け、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内に設置する溜枡から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。都市計画法第29条開発許可申請中です。

5番、飯盛町平古場の農地1筆1,384㎡について建売住宅用地（6区画）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、6区画を造成し建売住宅を建築する計画となっています。土地の造成はありませんが、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は敷地内に新設する道路側溝から水路へ放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みです。

6番、飯盛町平古場の農地1筆327㎡と併用地を合わせた合計5,835.96㎡について事務所・倉庫用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は、化学工業製品の卸売業を営んでおりますが、事業拡大のため、新たな事業所・倉庫を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高3.5m施し、擁壁の設置等により土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水も合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明書で確認しています。なお、諫早市環境保全条例事前協議済みであり、また、盛土規制法許可済みです。6番につきましては、地区別協議会の中で化学工業製品の倉庫等ということで質問がありましたが、開発支援課に確認をしましたところ、環境保全条例の中で雑排水の事前説明が済んでいること。また、地元の自治会と事故等が発生した場合の対策について覚書を締結していることを確認しております。

7番、飯盛町開の農地1筆255㎡について駐車場・作業場用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。申請者は板金業を営んでおりますが、現在の敷地は狭小なため、新たに駐車場・作業場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.4m施し、土留め工事を行い、土砂等の流出を防ぎます。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり問題はなく、資金については通帳で確認しています。

8番、高来町金崎の農地1筆965㎡と併用地を合わせた合計2,896.89㎡について葬儀斎場とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広

がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、隣接土地との一体利用であり、農地の面積が全体面積の3分の1以下ですので不許可の例外に該当します。申請者は葬祭事業を行っておりますが、葬儀斎場が不足しているため新たに整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.91m切土を0.41m施し、擁壁の設置等により、土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みであり、盛土規制法に係る許可申請予定です。議案第7号につきまして、以上となります。

議 長 議案第7号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（一般住宅）に転用することについて適正であると思われます。また、この合併浄化槽からの放流も町内の了承を得ています。ご審議のほどよろしくお願いします。

3番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用施設用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、店舗併用住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番から7番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、建売住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

6番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、事業所・倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

7番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場・作業場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 5番から7番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番の農地を担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、葬儀斎場に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 8番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第8号)

議 長 次に、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」についてご説明します。

1番から5番は借受人が同一の案件となります。1番、小野地区黒崎町の農地2

筆、2番、赤崎町の農地7筆、3番、赤崎町の農地3筆、4番、赤崎町の農地1筆、5番、赤崎町の農地4筆、計15筆について、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

6番、小野地区赤崎町の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

7番、小野地区小野島町の農地3筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

8番、小野地区小野島町の農地2筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

9番、小野地区小野島町の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

10番、小野地区小野島町の農地2筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

11番、本野地区富川町の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

12番、多良見地区多良見町野川内の農地1筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

13番、飯盛地区飯盛町開の農地1筆につきまして、新規設定による貸貸借10年での貸付けです。

14番、高来地区高来町東平原の農地1筆につきまして、新規設定による貸貸借10年での貸付けです。

15番、小長井地区小長井町打越の農地2筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

16番、小長井地区小長井町古場の農地5筆につきまして、新規設定による使用貸借10年での貸付けです。

続きまして、議案第8号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

17番、飯盛地区飯盛町開の農地1筆について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

18番、高来地区高来町平田の農地1筆について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

以上 第8号議案の1番から18番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の要件を満たしています。また、1番から18番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で、議案第8号の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、1番から18番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、１番から１８番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、１番から１８番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

（議案第９号）

議長 次に、議案第９号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第９号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてご説明します。
令和７年度他県の農業委員会において、「推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴」や「農業委員会職員による虚偽有印公文書の作成」などの不祥事が立て続けに発生したと全国農業会議所から報告がっております。農業委員会は行政委員会のひとつであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員におかれましては、非常勤特別職の地方公務員という身分であることから、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。このことを踏まえまして、諫早市農業委員会におきましても、職務遂行にあたって法令遵守の姿勢を明確にするため、綱紀保持の内容を明文化し、申し合わせ決議を行うこととするという案件です。明文化する内容は議案書に記載のとおりであり、朗読は省略いたしますが、委員の皆様におかれましては決議内容にご賛同いただき、この決議案に沿って今後の農業委員会活動を各委員が実施していくことにつきまして、ご審議を賜りたいと存じます。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、第９号議案については、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、第９号議案は原案のとおり決定いたします。

（報告） 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出書受理の件」について報告します。

小野地区から１件、有喜地区から３件、本野地区から１件、長田地区から３件、多良見地区から３件、森山地区から１件、飯盛地区から１件、合計１３件出ています。届出理由は、すべて相続により農地の所有権を取得したためとなっております。

報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から１件の通知が出ています。解約理由としましては、贈与するためとなっております。

報告第３号「農地法第４条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

１番、多良見町木床の現況地目畑１筆３０２．４４㎡を住宅用地（一般住宅）と

する売買の届出です。

報告第4号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、小野島町の畑2筆合計199㎡を育苗施設とする届出です。

2番、川内町の田1筆901㎡のうち68㎡に農業用倉庫を建設する届出です。

3番、川内町の田1筆901㎡のうち89㎡に農業用倉庫を建設する届出です。

4番、飯盛町上原の田1筆4,415㎡のうち80.75㎡に農業用倉庫を建設する届出です。このうち2番、3番につきましては、同じ地番にありますけれど、過去に新設していたものであり、届出が漏れていたものになります。建築年が異なるため、それぞれの届出をいただいております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 令和7年度事業報告承認の件 1件

議案第2号 令和8年度事業計画(案)承認の件 1件

議案第3号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案) 1件

議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う
意見聴取の件 1件

議案第5号 農地法第3条許可 26件

議案第6号 農地法第4条許可 1件

議案第7号 農地法第5条許可 8件

議案第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画
に対する意見聴取の件 18件

議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 1件

以上、審議件数は、全部で58件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和8年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____